

自動車改造費助成金の手続きについて

対象者（5項目すべてに該当していること）

- 上肢、下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する者
- 就労等社会参加のために自らが所有し、運転する自動車の改造を必要とする者
- 免許証に「アクセル・ブレーキは手動式に限る」等の改造を必要とする条件が記され、それに合致する改造となっていること。
- 改造は「操向装置」「駆動装置」が助成の対象です。

必要書類

- ① 申請書
 - ② 同意書
 - ③ 昨年中の年金受給額のわかるもの（年金証書・振込通知書・通帳等）
 - ④ 見積書（改造部分のもので、社名・社印及び担当者名・担当者印のあるもの）
 - ⑤ カタログ（コピー可、できれば価格表付）
 - ⑥ 運転免許証（コピー可）（※自動車改造後に、運転免許を取得する予定の方は、取得後に提出してください。）
 - ⑦ 身体障害者手帳（コピー可）
 - ⑧ マイナンバー
 - ⑨ 車検証コピー（※車購入と同時に改造に着手される場合は改造後の提出でかまいません）
-
- ⑩ 完了報告書
 - ⑪ 写真数枚（取付前・後がはっきり分かる日付入りのもの数枚と、全体とナンバーが分かるもの）
 - ⑫ 領収書（本人宛のもの・原本）
 - ⑬ 助成金請求書

事前提出等書類

※ 自動車改造助成は、改造着手の前に松山市へ申請が必要です！
改造後に申請された場合助成対象となりません！

支給限度額 実費（ただし、上限10万円）

【お問い合わせ】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市役所 障がい福祉課 社会参加担当

TEL (089) 948-6353 FAX (089) 932-7553